

個人市民税・府民税の申告について

個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の申告は、3月15日(水)までです。平成29年1月1日に守口市に居住している人は、個人住民税の申告が必要です。

ただし、税務署へ確定申告書を出す人や勤務先で年末調整をした人(給与以外の所得がない場合)は、個人住民税の申告は必要ありません。年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

また、平成28年中に無収入の人や、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合や国民健康保険料などの手続きが必要な場合には、個人住民税の申告書を出してください。

申告期間・会場

個人住民税の申告の受け付けを次のとおり行います。郵送でも申告できますので、申告書に必要な事項を記入の上、収入および所得控除を証明する資料を同封して、課税課市

民税係へ送付してください。時 2月6日(月)～3月15日(水) 午前9時～午後5時30分

備 土・日・祝日を除く。場 課税課・市民税係 注 臨時・休日受付も行いますので、利用してください(下表)。

申告に必要なもの

- ▽印鑑
▽個人住民税の申告書
▽収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や、収入内訳書など)
▽所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細・領収書など)
▽個人番号の確認および本人確認ができるもの
・個人番号確認書類(いずれか1点の提示)
個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
・本人確認書類(①、②どちらか1点または③のうち2点の提示)
① 個人番号カード
② 顔写真付きの身分証明書

確定申告はお早めに！

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成29年2月16日(木)から同年3月15日(水)までです。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

申告書を作成するときは

申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

注 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。当コーナーでは、給与所得者又は年金所得者の方向けの申告書作成画面をご用意しています。初めての方でも操作がしやすい画面となっております。

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク 0570-01-5901 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます) http://www.nta.go.jp/ 門 真税務署個人課税部門 TEL 06-6909-0181

平成28年分所得税の確定申告相談会場の日程表

Table with columns: 会場, 開設日程, 開設時間. Includes 署外申告会場 and 地区相談会場【2月】.

※1 土・日は開設していませんが、2月19日及び2月26日の日曜日に限り開設しております。
※2 昨年と開設期間が変更されていますのでご注意ください。
注 贈与税の申告相談についても、署外申告会場(守口門真商会館)で対応しています。門真税務署は庁舎が狭いため、税務署内に確定申告会場を設けておりません。

ご存じですか 固定資産税・都市計画税

不動産を売買したとき 固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)という現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。従って、1月2日以降に売買などで所有権を移転した場合も、1月1日現在の所有者が納税義務者です(建物を取り壊された場合も同様)。不動産の売買契約の際に、固定資産税の一部を買主が負担する旨の契約を結ばれるこ

納税には便利な口座振替のご利用を
個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税には、便利な口座振替をぜひ利用してください。
なお、平成29年度分口座振替の申し込みや変更は、3月31日(金)までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。
すでに利用している人は、自動継続されます。
また、納税課窓口でキャッシュカードのみで簡単に口座振替の登録手続きができます。詳細については問い合わせください。
問 納税課 TEL 06-6992-1851

忘れていませんか 市税の納付

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金がかかります。
納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金 給与など)に対し差し押さえ、公売などを行うこととなります。
また、納付せずに放置すると予告書を送付した上で「大阪府域地方税徴収機構」へ引き継ぐ場合があります。
大阪府域地方税徴収機構では、「差し押さえを前提とした納税交渉」「少額分納には応じない」などの基本方針に基づき滞納整理を推進しています。
放置したり、後回しにせず自主的に市税を納付してください。
問 納税課 TEL 06-6992-1852

給与支払報告書などの提出はお済みですか

地方税法で提出が義務付けられている「給与支払報告書」の提出期限は1月31日(火)です。まだ提出していない事業所は、至急、受給者の住所地の市区町村へ提出してください。
問 課税課・市民税係 TEL 06-6992-1456

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。
夜間 2月23日(木) 19:30 まで
休日 2月26日(日) 10:00～15:00
場・問 納税課 TEL 06-6992-1852～1854